

2021年6月18日  
池田泉州銀行

「ダイレクトバンキング利用規定」改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

弊行では、2021年7月19日（月）よりダイレクトバンキング利用規定を以下の通り改定しますのでお知らせいたします。

変更前	変更後
第1条 ダイレクトバンキング 2.利用対象者 会員は本規定を承認し、次の各号全てに該当する場合に本サービスをご利用いただけます。 (1)日本国内に在住している個人の方  (2)当行本支店に普通預金口座（総合口座を含む）をお持ちの方	第1条ダイレクトバンキング 2.利用対象者 会員は本規定を承認し、次の各号全てに該当する場合に本サービスをご利用いただけます。 (1)日本国内に在住している個人の方 <b><u>（個人事業主の方、任意団体は除く）</u></b> (2)当行本支店に普通預金口座（総合口座を含む）をお持ちの方
第8条 外貨預金取引 1.外貨預金取引の内容 <b><u>（7）外貨定期預金を解約（満期解約予約を含む）した場合、解約処理日以降に計算書を郵送します。</u></b> <b><u>（8）外貨預金取引において、一旦受付けた注文は、原則、取消することはできません。</u></b>	第8条 外貨預金取引 1.外貨預金取引の内容 <b><u>（計算書の郵送に係る記載を削除）</u></b> <b><u>（7）外貨預金取引において、一旦受付けた注文は、原則、取消することはできません。</u></b>

以上